

# 附則：全国中学・高校ディベート選手権

## オンライン開催時のルールの新設について

2022年2月 全国教室ディベート連盟 試合運営委員会

### 新設の趣旨

2021年の全国中学・高校ディベート選手権（ディベート甲子園）は、オンラインでの開催となり、その際に追加で適用すべきルール上の変更点については、あくまでその年の大会に限った特例措置として、通達を交付する形で対処いたしました。

しかし、昨年の経験により、オンラインでディベートを行う環境が整備された結果、今後も大会や練習試合、講座等において、様々な環境要因やイベントの趣旨に応じて、オンラインでディベートを行う方が適しているという機会も出てくることが想定されるようになりました。

そこで、昨年使用した通達によるオンラインディベート関連のルールを、文言等を整えた上で「附則」として常設し、オンライン開催時は、通常の「全国中学・高校ディベート選手権ルール」に加えて適用するものと決めました。

なお、本附則の新設は、今後のディベート甲子園全国大会、および、その地区予選大会の開催形態（対面かオンラインか）について、何ら方向性を示すものではありませんので、その点をご承知おきください。2022年のディベート甲子園の開催形態等については、方針が決まり次第、別途告知いたしますので、しばらくお待ちください。

### ルール解釈上の注意点

全国中学・高校ディベート選手権ルール 細則A（証拠資料に関する細則）第7条には

各チームは、自分たちの準備時間中に、相手チームがそれまでに引用した証拠資料の文面（中略した文面を含みます）及び出典に関する情報（以下、「証拠資料の文面等」といいます）の提出を求められます。

と定められています。

そして、出典に関する情報を例示している別表3には

A 引用する資料	B 引用時に読み上げるべき出典情報	C 記録しておき、請求に応じて提出すべき出典情報
インターネット上の情報	著者の肩書、氏名、情報掲載年 ※1、※3、※4	左記に加え、 サイトにアクセスした日付、 <u>サイトのURL</u>

と記載されており、「サイトのURL」が含まれています。

一方で、細則B（反則に関する細則）第3条で定められている反則事項として

9号 選手が、試合中に電話・パソコン等を使用して通信したとき。

があり、かつ、今回新設した附則の第3条で定める通信の禁止の例外（a～c）にも、「サイトのURL」にアクセスする目的は含まれておりません。

なぜならば、この場合の「サイトのURL」は、書籍等の引用の場合の「引用部分のページ数」等に相当する「証拠資料の所在を特定しやすくするためのもの」で、元々自チームが控えていた証拠資料との突き合せに用いることはあっても、試合中に新たにその資料を入手しに行って内容を閲覧するためのものではないからです。

したがって、対面・オンラインのいずれの場合においても、出典に関する情報としての「サイトのURL」にアクセスする目的で、通信を行うことは反則行為となりますので、ご注意ください。

ただし、オンラインの試合中、誤操作等で、意図せず「サイトのURL」を開いてしまった場合まで、直ちに処分の対象とするものではありません。